

オープンファシリティセンター臨床系共同利用研究室の利用に関するガイドライン

藤田医科大学オープンファシリティセンターが、研究および教育活動のために設置している臨床系共同利用研究室（附属設備等を含む）を貸与するにあたり、以下のとおり利用に関するガイドラインを定める。

第 1 条 利用原則

利用者は、臨床系共同利用研究室の利用にあたって、次の事項を守り、責任をもって臨床系共同利用研究室を管理しなければならない。

- （１）研究および教育活動以外の目的に利用しないこと
- （２）他人の研究および教育活動の妨げとなる行為をしないこと

第 2 条 遵守事項

利用者は、次の事項を遵守し、防火防災に注意を払い、常に安全な環境維持に努めなければならない。

- （１）臨床系共同利用研究室内では喫煙しないこと
- （２）臨床系共同利用研究室内では飲食をしないこと
- （３）予め大学が設置している机、書棚などの什器、備品等を持ち出さないこと
- （４）電気プラグ、流し台などの設備は丁寧に取り扱い、改造等を加えないこと
- （５）動物、遺伝子組換え、微生物等の使用に際し、拡散防止の措置を講じること
- （６）鍵は利用者が責任をもって管理すること
- （７）臨床系共同利用研究室の火元責任者を選定し、火気管理等、火元責任者として役割を果たすこと
- （８）ハラスメントおよびそれにつながる行為は行わないこと
- （９）貸与終了時には、私物、その他持込み品等を撤去し、貸与時の原状に回復させること
- （１０）オープンファシリティセンターの求めには、迅速に対応すること
- （１１）大学で別途定めた使用料を支払うこと

第 3 条 安全巡視等

利用者は、関連法令および学内規程に基づき、大学が実施する次の安全巡視等に協力しなければならない。

- （１）労働安全衛生法とその関連法令に基づき、大学は臨床系共同利用研究室の職場巡視を行う
- （２）法・自主点検業務のために、担当者が臨床系共同利用研究室に立ち入ることがある

第 4 条 毀損、亡失

利用者は、臨床系共同利用研究室（附属設備等を含む）を汚損、毀損もしくは亡失したときは速やかに事務担当部課に届出るものとし、利用者の故意または重大な過失による場合には、その損害に対する賠償を負担するものとする。

第 5 条 利用制限

利用者がこのガイドラインに違反した場合には、大学は共同利用研究室の利用を制限することがある。

付 則

この規定は、2019 年 4 月 1 日から施行する。